

令和7年度監査結果報告書

定期（工事）監査結果報告

令和8年2月

苅田町監査委員

目 次

I	定期監査（工事監査）	2
第1	監査の概要	2
1	監査の種類及び対象	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の重点項目	2
4	監査の方法	2
5	監査の実施期間及びヒアリング等	2
第2	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
2	監査の意見	3

I 定期監査（工事監査）

第1 監査の概要

1 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第1項の規定及び苅田町監査基準に基づき、令和6年度に町が実施した工事から3件を抽出し監査を実施した。

- ① 苅田町公園施設長寿命化対策支援事業 大熊公園遊具広場整備工事（都市計画課）
- ② 小波瀬コミュニティセンター第2駐車場工事（生涯学習課）
- ③ 小波瀬コミュニティセンター改修工事（生涯学習課）
- ④ 各工事（3件）に係る入札・契約・検査事務（財政課）

2 監査の着眼点

対象工事に係る設計や入札、契約、施工、管理、検査等について次の観点で実施した。

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

3 監査の重点項目

工事に係る工事請負契約及びその他事務の妥当性について

4 監査の方法

各事務フローで想定されるリスクについて、関係法令やマニュアル等に基づき適正に執行されているかを確認するため、提出書類の精査及び担当課のヒアリングを実施した。また、施工状況等を確認するため、上記全ての工事について、担当課立会による現地視察を行った。

5 監査の実施期間及びヒアリング等

- ① 実施期間 令和7年11月21日～令和8年2月17日
- ② ヒアリング日程及び対象課

日 程		対象課	場 所
ヒアリング	1月14日	都市計画課、生涯学習課、財政課	苅田町役場 403 会議室
現地視察		都市計画課、生涯学習課	現地

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、工事請負契約の入札、契約、管理、検査等の事務フローにおける業務は法令や要綱等に基づいて概ね適正に執行されていた。

2 監査の意見

工事監査の結果、概ね適正であったが、設計変更に伴う契約変更では、設計段階等であらかじめ想定可能と見受けられる変更内容が含まれていた。町の「工事設計契約変更事務取扱要綱」で、設計変更は「やむを得ず原設計を変更する必要がある場合」とされている。このことを踏まえ、仕様書及び設計書は綿密な事前調査等を踏まえて作成し、安易に契約変更することのないよう努められたい。

現地監査においては、各工事の施工状況は概ね良好であった。今後は各施設の利用者が快適に長期利用できるよう、施設の維持管理を徹底することに努められたい。

なお、工事の検査は契約履行を確保するうえで重要な職務である。現時点では適切に執行されていると認識しているが、今後も長寿命化対策に伴う大規模な改修工事の実施が見込まれるため、専門的な知識・技術を有する職員の確保・育成に取り組み、検査体制の充実に努められたい。